
プロジェクト 金利指標改革に起因する会計上の論点

項目 第 151 回金融商品専門委員会及び第 424 回企業会計基準委員会
会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 151 回金融商品専門委員会（2020 年 1 月 30 日開催）及び第 424 回企業会計基準委員会（2020 年 1 月 31 日開催）において審議した項目について、聞かれた主な意見をまとめたものである。

個別論点の検討の方向性

会計基準を開発する対象となる取引の範囲

（第 151 回金融商品専門委員会）

2. 現金の授受を行う場合のスプレッド調整が金利指標改革に関連があるかどうかの考え方について、もう少し具体的に、分かりやすく記載した方が良いのではないかな。

（第 424 回企業会計基準委員会）

3. 例えば、TIBOR の公表が停止されなくても、新しい金利指標の定着度合いが高まれば、結果的に TIBOR の金利指標としての地位がなくなるかもしれない。このように、金利指標改革の状況がどうなっていくのか読めない段階において、特例的な取扱いの対象の入り口を狭めていくことが適切なのか疑問の余地がある。
4. 金利指標改革に関連のある変更又は切替の例示において、スプレッド調整の項目に、現金の授受を行う場合も含まれる旨の追記は不要なのではないか。記載を追加することで、現金以外の授受は認められないのかといったような議論が生じる可能性等もあり、例示列举としての趣旨が伝わりづらくなる恐れがある。
5. 現金の授受についても様々な方法が出てくる可能性を考慮すると、例示にはあまり詳細に記載しない方が良いのかもしれないが、記載しなければ、現金の授受について会計上のルールがどこにも記載されていないという状況により実務上問題が生じることを懸念する。明示的に記載するのかどうかという問題はあるが、ヘッジ会計の特例的な取扱いの適用対象の判断において、現金の授受をどのように考慮するのか伝えることは賛成であり、議論の趣旨をうまく伝えていくことが重要であると考え。

金利指標置換前の論点

(第 151 回金融商品専門委員会)

ヘッジの有効性評価に関する論点

6. 予定取引の判断規準やヘッジ有効性の事前テストにおいて、後継の金利指標に関する契約条件の確定前後で取扱いを変えることとしているが、契約上の確定が具体的に何を指しているのか明示した方が良いのではないか。
7. ヘッジ対象及びヘッジ手段のいずれも LIBOR を参照する既存のヘッジ関係において、いずれか片方の金利指標が変更された場合も、金利指標置換前における特例的な取扱いが適用されると理解している。これを踏まえ、ヘッジ対象及びヘッジ手段のいずれか片方のみ LIBOR を参照する新規の取引についても、先の例と同様の経済的な実質を備えると考えられるため、特例的な取扱いが適用されるべきと考える。

(第 424 回企業会計基準委員会)

ヘッジの有効性評価に関する論点

8. 新規のヘッジ関係において、ヘッジ手段がリスク・フリー・レート、ヘッジ対象が LIBOR で取引が実行された場合、特例的な取扱いは適用されず、「金利指標が変更されないとの仮定」を置くことなく事前テストを行うとあるが、LIBOR が別の金利指標に置換わることを予想した上で、事前テストを行うように読めないか。
9. 事前テストの取扱いが、事後テストの取扱い等に比べて厳しい印象である。LIBOR がなくなることが分かっているにもかかわらず、LIBOR で新規に取引するということは、新しい金利指標が使えず、やむを得ず LIBOR で契約するという状況であることを踏まえて取扱いを検討頂きたい。
10. 新しい金利指標については、ある程度時間が経たないと事前テストを行うのに十分な過去実績の情報がとれないものと考えられる。したがって、金利指標置換前のヘッジ有効性の事前テストに関する特例的な取扱いにおいて、「後継の金利指標に置き換わることが契約上確定した後は、後継の金利指標に基づいて事前テストを実施する」ことは実務的に難しいと考えられる。

金利指標置換後の論点

(第 151 回金融商品専門委員会)

11. 金利スワップの特例処理については、時価を算定していないといった処理の特性を踏まえた特例的な取扱いを検討する必要がある、原則的处理方法とは分けて検討す

べきである。

12. 金利スワップの特例処理について、金利指標置換後に一定の特例的な取扱いを認めるとしても、短期間で終了する方策ということを前提とするならば、財務諸表作成者に何らかの行動を期待するほかはないと考える。また、一定期間の猶予を設定し、特別な対応をしていくしかないのではないかと考える。その場合、猶予期間をどの程度とするかは議論が必要である。
13. 市場の動きが分からないため猶予期間は必要と考える。市場において、後継の金利指標が金利指標としていつ安定するのかが問題となる。フォール・バック条項が発動しても、後継の金利指標が十分に観察できなければ有効性判定はできないため、経過措置は短期間で済むとは思えない。また、TIBOR 中のリスク・フリー・レートに相応する部分のみを見て、有効性判定を行えば、100%有効であると言えるため、この方法も一つの有効性評価の方法ではないかと考える。
14. 金利指標置換後において、金利指標を一致させたいという企業の意図が実現困難となる可能性及び過去実績データが揃うまでは事前テストに実務的な困難が伴うことを踏まえて特例的な取扱いを定めることを検討頂きたい。
15. 金利指標を変更する前の契約を現行の会計基準に基づいて会計処理（金利スワップの特例処理又は振当処理）した上で、例えば、金利指標改革の結果、ヘッジ対象とヘッジ手段が参照する変動金利が異なる結果となった場合、その変動金利のキャッシュ・フローのズレの部分をデリバティブとみなして時価評価を行う、又はそのズレの部分のキャッシュ・フローの変動の純額について何等かの会計処理をしていくという方法が考えられるのではないか。なお、リスク・フリー・レートの取引が増えていくに従い、デリバティブとキャッシュ商品の金利指標の差異に対応するようなスワップ市場も形成されてくると思われるため、このようなスワップの時価を取ることも可能となるかもしれない。
16. 金利スワップの特例処理において、ヘッジ対象とヘッジ手段で金利指標が異なっているにも関わらず時価評価されない結果となることが問題であると考え、ベシス・スワップの市場が形成され、当該差を解消できる状態が生まれるのであれば、特例的な取扱いは不要かもしれない。一方、このような差を解消できない状況が続く限りは、特例的な取扱いを継続せざるを得ないと考える。

(第 424 回企業会計基準委員会)

17. ヘッジ対象とヘッジ手段の金利指標が LIBOR からそれぞれ別の金利指標に置換わり、金利差が多少出るとしても、その状態でヘッジ会計が適用される状態が長期にわたり続くことで重大な弊害が生じ得るのか疑問である。例えば、財務諸表利用者

の判断を狂わせてしまう、財務諸表作成者や監査人に多大なコストがかかってしまう、又は、市場に不要な影響を与えてしまう、といった弊害は十分に配慮すべきと考えるが、逆に、特例的な取扱いを定めることによって、このような弊害を防ぐことができるのであれば、積極的に認めていくべきと考える。

18. 元々の金利スワップの特例処理や振当処理を成り立たせるように、金利指標を複数回置換えることを前提に、新しい金利指標が定着するまでの間は、金利スワップの特例処理や振当処理を継続することが特例的な取扱いとして考えられる。また、新しい金利指標が定着するには相応に時間がかかる可能性が高いと考えられるが、定着したかどうか判断する時期をあらかじめ決めておくことが考えられる。

企業に適用の選択を認めるか否か

(第 151 回金融商品専門委員会)

19. 金利指標改革を機にどのような企業行動が起こるかは分からない。現行のヘッジ会計では、ヘッジ会計の中止や終了が生じる原因として、ヘッジ手段やヘッジ対象の消滅があると考えているが、企業がヘッジ関係を組み替えたいと思うことも想定されるため、ヘッジ会計の中止や終了の手当てについても考えて頂きたい。

その他

(第 151 回金融商品専門委員会)

20. 文案の「目的」に、金利スワップの特例処理や振当処理のことも明示して記載したらどうか。
21. 金利の「ほぼ一致」が求められている金利スワップの特例処理に特例的な取扱いを設ける場合は、80-125%テストのように、より緩い判断規準である原則的なヘッジ会計等他の項目も救済すべきという議論になるのではないか。
22. IASB の 1 月ボード会議の AP14C の開示提案について、デリバティブの名目金額の開示の有用性は疑問である。
23. IASB の 1 月ボード会議の AP14C で提案されている開示は多すぎる印象である。金利指標置換後において、金利指標がズレているが特例的な取扱いを用いてヘッジ会計を適用しているものについて開示することは理解できるが、企業が保有しているすべての LIBOR を参照する金融商品の残高を出すことに意味はあるのか。また、事業会社は AP14C で提案されている定性的な開示に対応できるのか疑問である。
24. IFRS 第 7 号で多くの開示が既に求められていることや、IASB の金利指標置換後の手当てはおそらくないであろうことを考えると、開示はもう少し減らせるのではな

審議事項(1)-3

いか。日本では、振当処理や金利スワップの特例処理に例外措置を設けるとなると開示の議論はより難しいものとなるかもしれない。

以 上